

# 前回の委員会で頂いた主なご意見と 対応方針について

— 資料1 —

# 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(1)

## 1. 今回の委員会で対応するご意見

No.	意見	対応
1	都道府県の位置づけが不明確。	国と都道府県の役割、具体的取り組みの方向性について提示【資料2】
2	都道府県の役割について、もっときめ細かく丁寧に記述を。	
3	今後中長期的には、自助・共助・公助のうち共助が重要だと認識しているが、そのために国や都道府県がイニシアティブをとっていただきたい。	
4	共同処理の枠組は提示するべきだが、それだけで自治体が共同するかは疑問。今後地方では人が減る一方である。国として支援できる組織を構築すべき。	
5	共同処理については、体力がないところとは共同処理したがないため、解決策の順位として上がってこない。本当に弱い自治体に対しての手当が必要。例えば都道府県による後押しなど。	
6	技術者名簿の活用について、市町村では人が増えない(雇えない)。どこを支援すべきかを明らかにし、支援の仕組みはシンプルにすべき。	
7	市町村支援の仕組みの考え方について、直轄をもたない下水道は少し違うのではないかと。これでは、下水道のように、市町村が中心に実施しているような事業では、市町村が元気を失ってしまう。市町村が元気になるようなひな形を提示すべきではないかと。	下水道分野における地方公共団体支援の考え方について整理。【資料1 p. 3、4】
8	民間の役割は重要。メンテナンスに軸を置いた建設産業の再構築が必要。	民間事業者等による市町村業務の補完について整理。【資料2 p. 3】
9	市町村の支援方策に、「学」の役割を盛り込んで欲しい。	【資料3 p. 2】に記載。

## 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(2)

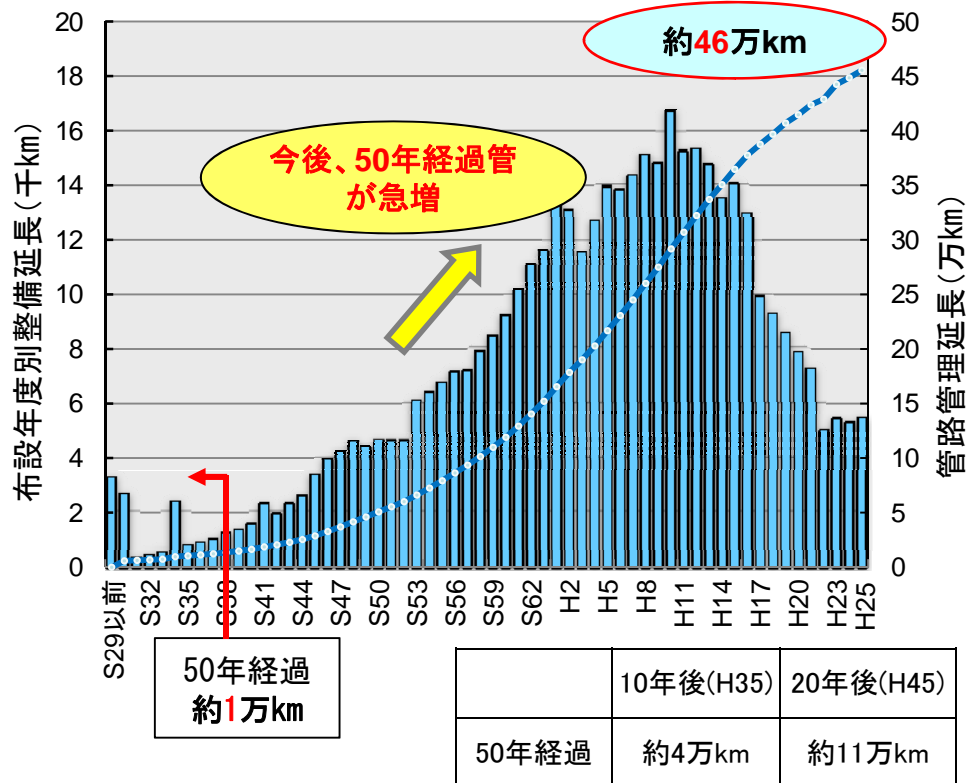
### 2. 「情報の共有化、見える化」のとりまとめの参考とさせていただきご意見

No.	意見
10	市民はこれまで作ることが続いてきて縮小には慣れていない。「市民の意識」も課題。
11	データベースに関する記述について、用語の統一を図るべき。また、形状、位置など幾何学的情報の記録をどうするか。
12	国交省ではCIM(Construction Information Modeling)があるので、その活用、検討を。
13	各データベースを串刺しにして運用できることが重要である。隣の市の事例等がみられるようになるとよい。
14	維持管理の知識は長年の経験や師匠の教えがものをいう。情報が個人から個人へ受け継がれるが、それを形として受け継ぐことは必要。そういったことを含め情報の蓄積を検討すべき。
15	データベースの一元管理については、その危うさを東日本大震災で経験した。リスクマネジメントも含めて検討しなければならない。
16	情報の入れ方が間違っているとデータベースの串刺しができない。このため使い手に対する研修の取り組みや用語の統一等の取り組みは必要。また、一元管理の観点からデータベースの構築は都道府県単位で行うのが適当では。
17	データベースの整備については、市町村の体制をどう底上げしていくかが重要。道路メンテナンス会議の役割は大きい。

# 下水道分野におけるメンテナンス

- 下水処理場においては、日々の運転管理業務委託の中で点検・調査等の維持管理を実施。
- 管路においては、標準的な耐用年数である50年を経過した施設が現在約1%であるが、今後、加速度的に増加することが見込まれている。
- さらに、管路施設に起因した道路陥没は年間約4,000件発生しており、今後、予防保全的な維持管理がこれまで以上に重要となってくる。

■ 管路施設の年度別管理延長 (H25末現在)

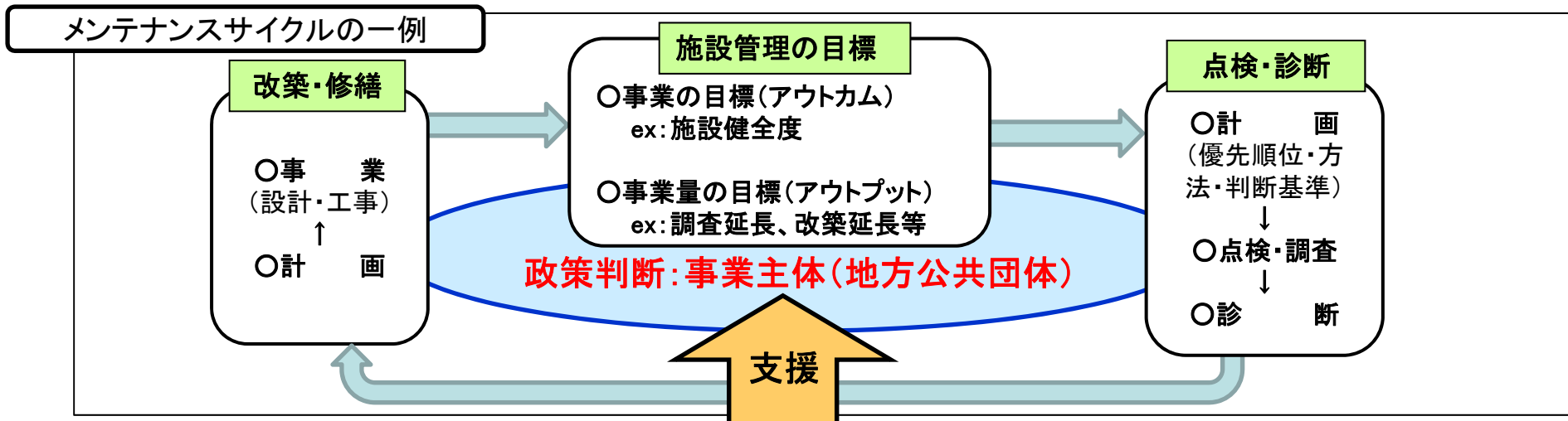


■ 管路施設に起因した道路陥没の事例



# 施設全体を見据えたストックマネジメント(下水道分野)

- 事業所管者として、国が全体をマネジメント。
- 国自らも、維持管理基準の策定、全国データベースの構築及び技術開発目標の設定等を実施。
- 技術者の確保については、日本下水道事業団の技術者プール機関としての活用や公共団体の水平連携など、広域的な枠組みを強化。



国	学	マネジメントに基づく支援の役割分担	支援内容の一例
(法律、制度、予算、基準等) ・技術開発目標の設定 ・全体をマネジメント	・専門的かつ広範な見識に基づく助言	国(国総研含む)	・ストックマネジメントの手引きを策定(H25.9) ・全国データベースの構築とベンチマーク ・維持・修繕管理基準の策定 ・メンテナンス資格制度の立案 ・歩掛、積算基準等の作成 ・下水道技術ビジョンの策定
		民間	・管路内調査技術等の開発 ・包括的な委託による管路管理を実施
		日本下水道事業団 (※)	・技術者のプール機関 ・要請に基づきライフサイクルにわたって事業主体を支援
		日本下水道協会	・現場における詳細な維持管理手法の体系(維持管理基準)等の技術指針を策定

※ 日本下水道事業団: 地方共同法人として、地方公共団体の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理等の公的な支援・代行を行う唯一の機関。